平成２７年（フ）第３８０号
北九州市小倉北区熊谷１丁目16番５号
債務者　中野　幸子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８１２号
名古屋市北区黒川本通２丁目11番地の１　コーポタニグチ203号
債務者　髙木　常代
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３８号
名古屋市港区善進本町221番地の１　油屋ハイツ中野Ⅱ503号
債務者　櫛田　吉男
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４５号
愛知県小牧市山北町69番地　プレジールⅠ202号
債務者　村雲　敏樹
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
松江市菅田町131番地３　コーポラッキー２号202号室
債務者　山岡　俊郎
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０７号
松江市上乃木８丁目９番12―102号　香ノ木ハイツ
債務者　奥原　美紀
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８７号
東京都立川市高松町１丁目23番３号コーポルイ103号
債務者　鈴木　規之
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１４号
釧路市花園町７番６号
債務者　長谷川厚子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２８７５号
大阪府茨木市上郡２丁目７番５号チェルシーコート301号
債務者　金谷　正司
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９８０号
大阪府茨木市畑田町18番８号　コーポ北504号、前住所大阪府茨木市花園２丁目12番３号
債務者　大方　信和
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５１号
大阪府寝屋川市春日町29番14号
債務者　上田　明美（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地　市住323号
債務者　大越新太郎
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７２号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地　市住323号
債務者　大越　久子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
北海道旭川市３条西４丁目１番10号　西栄マンション
債務者　野田　　治
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７５７号
東京都東大和市向原１丁目３－９－103
債務者　佐藤　愛架
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部